

完成検査済証再交付申請書

完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した者は、管理者に再交付を申請することができます。なお、移動タンク貯蔵所は、完成検査済証の積載義務がありますので、紛失時はただちに申請を行ってください。

提出時期	随時
提出者	再交付を受けようとする者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
手数料	不要
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の押印が必要です。2 提出部数は1部です。3 完成検査済証を汚損又は破損したことにより申請をする場合は、申請書に当該完成検査済証を添付してください。4 完成検査済証を亡失して再交付を受けた後に、亡失した完成検査済証を発見した場合は、速やかに管理者へ提出してください。
備考	<ol style="list-style-type: none">1 再交付する完成検査済証は、危険物等変更届出又は危険物製造所等譲渡引渡届出により氏名及び住所等の変更があった場合においても、従前（最終の交付を受けた設置者名）のまま記載します。2 再交付する完成検査済証の管理者名は、従前の完成検査済証を交付した当時の管理者名となります。
根拠法令	危険物の規制に関する政令第8条 <ol style="list-style-type: none">3 市町村長等は、完成検査を行った結果、製造所等が関係法令に適合していると認めたときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、または破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。5 完成検査済証を汚損し、または破損したことにより前項の申請をする場合は、申請書に当該完成検査済証を添えて提出しなければならない。6 第三項の完成検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した完成検査済証を発見した場合は、これを十日以内に完成検査済証の再交付をした市町村長等に提出しなければならない。

様式第12 (第6条関係)

完成検査済証再交付申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

西胆振行政事務組合
管理者 様

申請者

住所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話〇〇-〇〇〇〇)

氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

設置者	住所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇		
	氏名	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
設置場所		伊達市〇〇町〇〇番地〇〇		
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所
設置又は変更の許可年月日及び許可番号		平成2年11月10日 設許 第27号		
設置又は変更の完成検査年月日及び検査番号		平成2年11月20日 完検 第27号		
タンクの検査年月日及び検査番号		年 月 日 第 号		
理由		亡失のため		
※ 受付欄		※ 経過欄		
		再交付年月日		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 亡失した完成検査済証を発見したときは、速やかに管理者へ提出すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。